

○ 農業振興アクションプランの策定

➤ 長野市農業振興条例第10条に基づき、策定する

第10条 市長は、前条に規定する基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業及び農村の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、振興計画を定めるに当たっては、農業者、農業団体、事業者及び市民の意見を反映するよう努めるとともに、長野市農業振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、振興計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

○ 現行の農業振興アクションプラン

計画期間 令和4年度～令和8年度の5年間

➤ 本市農業の将来像 : 三^み実一体で実現する力強い長野市農業

- ・ 将来像の実現に向け、2つの重点施策のもとに40の小項目を実施
- ・ 4つの指標を設定し、進捗度合を管理
- ・ 毎年度、議会に報告するとともに公表

1 将来像 三実一体で実現する力強い長野市農業 「実り1」未来につなぐ！豊かな大地に根ざした誇りある農業 「実り2」魅力アップ！新たな発想に基づき発展する農業 「実り3」みんなが主役！市民が共に支え育む人をつなぐ農業
2 施策展開の方向性 (1) 農業者や新たな就農者が、生き生きと輝き、夢と誇りの持てる農業を実現します。 (2) 販売農家のみならず自給的農家や兼業農家、農業に参入する企業、農福連携など、多様な担い手により将来にわたり継続できる農業を実現します。 (3) 地域農業の中で中心経営体を育成し、農地を集積・集約するという国の農業政策を踏まえつつ、主力である果樹生産を中心に本市農業の実態に沿った施策を展開します。 (4) 中山間地域をはじめ地形や気候など地域の特長を活かした消費者に魅力的な農産物の生産により農業者と市民の暮らしを支える農業を振興します。 (5) 確立されたブランドや伝統を活かしつつ、観光や商工業など他産業と連携し、既存の農業生産基盤を活用した企業的発想に基づく農業経営を実現します。 (6) 農村の景観や文化を継承し「農」のある暮らしの豊かさを感じつつ、多様な担い手により時代の変化に対応し災害に耐えられる「産業としての農業」の持続的発展を目指します。

重点 施策	具体的な取組(アクションプラン)		
	大項目	中項目	小項目
多様な担い手づくりと 農地の有効利用の推進	① 農業の多様な担い手の確保と育成	中心的な担い手となる農業者の育成	①認定農業者、②農業者の組織化、③農作業支援
		新たな担い手の確保 農業者を支える団体の活動支援	④新規就農者、⑤農業研修センター、⑥企業の農業参入 ⑦農業協同組合、⑧青年農業者及び女性農業者の活動支援
地域の特性を活かした生産振興と 販売力強化の促進	② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備	優良農地の確保と農地の有効利用	⑨優良農地の確保、⑩耕作放棄地対策、⑪農地流動化対策
		農業生産基盤の整備と維持管理	⑫農業生産基盤整備、⑬湛水防除、⑭農地・水路等の適切な維持管理
	③ 地域の特性を活かした生産振興	主要農畜産物の生産振興	果樹(⑮りんご・⑯もも・⑰ぶどう)・⑱野菜・⑲花き・⑳きのこ・㉑水稻・㉒地域奨励作物・㉓畜産・㉔めん羊振興
		中山間地域の生産振興	②⑤中山間地域の農地維持、②⑥中山間地域の生産振興
		安全・安心な農産物づくり	②⑦環境にやさしい農業の推進、②⑧農業生産工程管理
		災害対策・野生鳥獣対策	②⑨災害対策、②⑨-2 令和元年東日本台風災害からの復旧・復興、②⑩野生鳥獣被害防除対策
	④ 農産物の販売力強化と他産業との連携	販路の拡大	②⑪農業協同組合による販売活動、②⑫農家の直接販売、②⑬ジビエの活用
		付加価値の向上	②⑭6次産業化、農商工連携、②⑮スマート農業、②⑯農福連携
	⑤ 農業・農村に対する理解の促進	地産地消	②⑰地産地消の推進
		都市と農村の交流	②⑱農業体験交流、②⑲小中学生農家民泊誘致、②⑲市民農園(市民菜園)
指 標	<現状値(R2) ⇒ 目標値(R8)> ・地域の中心経営体 629経営体 ⇒ 671経営体 ・農地の利用権設定面積 752.7ha ⇒ 992.7ha ・果樹新品種・新技術導入栽培面積 120.5ha ⇒ 180.5ha ・計画期間の市農業生産額の累積 192.6億円 ⇒ 1,020億円		実施状況の評価(毎年) 指標による評価、市議会への報告、市民への公表

長野市農業振興条例第3条

第一項

農業については、人間の生命を維持するために欠くことができない食料を供給する産業であることに鑑み、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた農業構造が確立されるとともに、環境と調和し、安全かつ安心な農産物が供給されるよう、その持続的な発展が図られなければならない。

第二項

農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれることにより、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、農業の有する農産物の供給の機能及び多面的機能が十分に発揮されるよう、その振興が図られなければならない。

条例に規定する基本理念の下、現行計画の期間が令和8年度で満了することから農業を取り巻く情勢の変化や市の新たな取組みを踏まえて

次期計画となる、第三期農業振興アクションプランを策定するもの

長野市農業振興条例第9条

- ・ 農業の多様な担い手の確保及び育成
- ・ 耕作放棄地の発生抑制、農地の有効利用
- ・ 安全安心な農産物の生産拡大、地産地消の推進
- ・ 地域特性を生かした農産物・加工品の高付加価値化
- ・ 都市と農村の交流促進 など



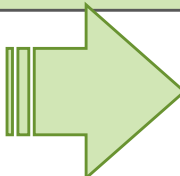
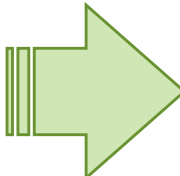
- ・ 食料の安定供給と農地の適正利用
- ・ 環境との調和
気候変動への対応、環境負荷低減の推進等
- ・ スマート農業など先端技術の活用
- ・ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 など

- ・ 地域計画
将来の地域農業の在り方（担い手）を明確化
- ・ 産業立地ビジョン
地権者・耕作者の意向と、農地の保全との調整

農業を取り巻く情勢の変化
（計画改正の主な視点）に対応するとともに、次期長野市総合計画や、市の関係計画との整合を図りながら、本市農業の将来像の実現に向けて取り組む事項などを定める。

計画期間はR 9年度～R 13年度の5年間

(2) 指標(案)について

第二期			第三期(案)	
指標名			指標名	内容
農地の有効利用 担い手づくりと	地域の中心経営体(経営体)	各年度末時点で人・農地プランに掲載されている者の数	農業を担う者の総数(人)	各年度末時点で、地域計画に掲載されている地域内の農業を担う者の総数
	農地の利用権設定面積(ha)	農業委員会事務局農地情報公開システム登録面積	 第三期アクションプランにおいても引き続き「指標」に設定	
生産振興と 販売力強化	果樹の新品種・新技術導入による栽培面積(ha)	りんご新わい化、ぶどう新品種の栽培面積推計値	認定農業者の果樹栽培面積(a)	各年度末時点における認定農業者の果樹栽培面積の合計値
	市の農業生産額(億円)	期間中の累積額	 第三期アクションプランにおいても引き続き「指標」に設定	

➤ 担い手づくりの観点から

- ・地域計画の策定にあわせて、「中心経営体」の数から「農業を担う者の総数」に変更

➤ 生産振興と販売力強化の観点から

- ・果樹の振興について、農地集約化の観点も含め「認定農業者の果樹栽培面積」に変更

第三期アクションプランでは、4つの新指標それぞれについて、新たに「関連指標」を設定し、関連指標とともに、個々の関連する施策の実施状況等を踏まえて、4指標の目標達成に向けた進捗を検証します。

新指標	関連指標			施策No・小項目※
	項目	単位	類型	
①農業を担う者の総数 (人)	認定農業者数	人	単年	1 認定農業者
	認定農業者の耕作面積	ha	単年	
	農業機械化補助金（共同）件数	件	単年	2 農業者の組織化
	〃 事業費	千円	単年	
	〃 補助額	千円	単年	
	新規就農者数（各給付金対象者）	人	累積	4 新規就農者
	農業研修センター 担い手育成コース 受講者数	人	累積	5 農業研修センター
	長野市農業青年協議会 会員数	人	単年	8 農業者の任意団体等への活動支援
	〃 新規会員数	人	累積	
②農地の利用権設定面積 (ha)	農業研修センター 企業育成コース 受講社数	社	累積	5 農業研修センター
	企業等農業参入支援事業補助金 活用事業数	社	累積	6 企業の農業参入
	補助金を活用して耕作放棄地から再生した面積	ha	累積	10耕作放棄地対策
	農地流動化助成金 交付額	円	累積	11農地流動化対策
	〃 交付人数	人	累積	

※施策No・小項目…第三期アクションプラン（素々案）に示すNo、小項目

新指標	関連指標			施策No・小項目※
	指標	単位	類型	
③認定農業者の 果樹栽培面積 (ha)	認定農業者数	人	単年	1 認定農業者 (新指標①)
	認定農業者の耕作面積	ha	単年	
	品種別栽培面積 (りんご)	ha	単年	15果樹振興 (りんご)
	〃 (もも)	ha	単年	16果樹振興 (もも)
	〃 (ぶどう)	ha	単年	17果樹振興 (ぶどう)
	〃 (その他果樹)	ha	単年	18果樹振興 (その他)
	〃 (ヘーゼルナッツ)	ha	単年	19果樹振興 (ヘーゼルナッツ)
	ヘーゼルナッツ苗木補助件数	件	累積	
④計画期間の市農 業生産額の累積 (億円)	(上記の品種別栽培面積の指標+以下の指標)			
	野菜作付面積	ha	単年	20野菜振興
	花き作付面積	ha	単年	21花き振興
	きのこ生産量 (長野市推計)	t	単年	22きのこ振興
	水稻作付面積	ha	単年	23水稻振興
	認定農業者数	人	単年	1 認定農業者
	農地の利用権設定面積	ha	単年	11農地流動化対策 (新指標②)
	スマート農業用機械等導入支援件数	件	累積	36スマート農業
	果樹ブランド化 (売れる農業) の推進	活動状況	累積	34売れる農業の推進

※施策No・小項目…第三期アクションプラン (素々案) に示すNo、小項目

施策の基本方針 ・農業を取り巻く 情勢等	No.	小項目	内容	重点施策 の区分
農業の多様な担い手の 確保・育成	4	新規就農者	【「農×食」体験ツアー事業(R7～)】 農業体験に加え、地元食材を味わい観光地を巡るパッケージ 型ツアーを開催。市外在住の18歳以上60歳以下の者を対象に、 旅費を2万円／回を上限に助成する。	【施策1】 多様な担い手 づくりと農地 の有効利用の 促進
農業の多様な担い手の 確保・育成／	6	企業の農業参入	【企業等農業参入支援事業費補助金(R7～)】 市内で新たに農業に参入しようとする企業及び農業法人に対 して補助を行う。 ・補助率1/2以内、上限：農地等の賃借料20万円、農地等の購入 費100万円、土壤改良費100万円、施設機械整備費1,000万円	
食料の安定供給と農地 の適正利用	11	農地流動化対策	【実効性のある地域計画／未来へつなぐ樹園地バンク(R7～)】 市とJAで、実効性のある地域計画を目指した協議や、首都圏 で開催される就農相談会への共同参加、また、果樹園地の円滑な 継承を支援するため、貸出希望のある園地の詳細情報のほか、営 農技術支援の可否や譲渡・貸与が可能な農機具の情報を提供する 「未来へつなぐ樹園地バンク」の積極的な運用に向けた情報交換 等を進める。	
行政事務に係るDXの 推進／ 先端技術の活用 (スマート農業)			【農業情報連携プラットフォーム(R8～)】 農地の集積・集約化を加速させるため、農業情報連携プラット フォーム（通称：ながのアグリみらいマップ）を活用し、農地情 報や担い手の状況、地域計画（目標地図）等の情報を地図上で一 元管理・可視化することで、効率的なマッチングと実効性の高い 地域農業を推進する。	

施策の基本方針 ・農業を取り巻く 情勢等	No.	小項目	内容	重点施策 の区分
耕作放棄地の発生抑制、農地の有効利用	19	果樹振興 (ヘーゼルナッツ)	【果樹振興】 農業者の高齢化対策や遊休農地の活用・解消など、喫緊の農業課題へ対応するため、ヘーゼルナッツの産地化を目指す。	【施策2】 地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の促進
環境との調和 (気候変動への対応等)	15 16 17	果樹振興 (りんご・もも・ぶどう)	【果樹振興】 気候変動に伴う栽培方法、栽培品種への転換を進めるなど、高温・少雨対策の方策を具体的に定め、果樹産地の継続を図る。	
	23	水稻振興	【水稻振興】 気候変動に伴う渇水対策や病虫害対策などの必要な支援を実施する。	
	30	災害対策	【災害対策】 ・気候変動に対する栽培技術支援並びに災害対応支援の強化を図る。 ・気候変動に伴う災害の頻度が高まっていることから、収入保険への加入促進並びに農業保険制度による経営安定を図る。	
	34	売れる農業の推進	【売れる農業の推進】 令和5年2月に策定した「長野市産果樹ブランド化戦略」の内容を引き継ぎ、これまで実施してきた取組を踏まえ、更に効果的な事業を展開する。	
地域特性を生かした農産物・加工品の高付加価値化	39	地域食文化の伝承	【食と農のまち「NAGANO」事業(R8～)】 文化庁100年フードの認定を契機として、市民・団体等が主体となり、郷土色などの食文化継承の取り組みを進めるとともに、善光寺御開帳などを通じて、粉ものを中心とした、本市の食の価値と魅力を国内外に発信する。	

区分	主なご意見の内容	市の対応
指標	【認定農業者数について】 第二期プランで用いていた「地域の中心経営体」から、第三期案では「認定農業者数」へ変更されているが、対象が限定されすぎているのではないかと懸念がある。	地域の農業の中心となる者として、検討案では担い手に関する指標を、第二期プランの「地域の中心経営体」から「認定農業者数」へ変更していましたが、 <u>ご意見を踏まえ、この指標を見直し、新たな指標として「地域計画に掲載されている地域内の農業を担う者の総数」に変更します。</u>
	【農業産出額について】 国の農業産出額を用いると、公表までに時間差があり、即座に状況を把握することが困難。長野市独自に地域に密着した視点（指標）が必要不可欠である。	国による推計値が示されていることから、検討案において指標として「農業産出額」へ変更したのですが、 <u>ご意見を踏まえ、これまで同様、本市算定の「農業生産額」を指標とします。</u>
個別施策	【りんご・もも・ぶどうについて】 検討案では、りんご、もも、ぶどうを一つにまとめているが、長野市の核となっているこれらの果樹は、これまでどおり、個別にそれぞれどういう状況なのか分析し、施策を展開すべきではないか。	<u>ご意見を踏まえ、りんご、もも、ぶどうについては、本市の主要果樹であることから、従来どおり、小項目（個別事業シート）をそれぞれ個別に作成します。</u>
	【その他果樹について】 りんご、もも、ぶどう以外の杏などのその他の果樹についても生産を振興してほしい。	<u>ご意見を踏まえ、「その他果樹」についても、小項目に追加します。</u>
	【ヘーゼルナッツについて】 ①ヘーゼルナッツを振興にあたって、周辺農地の影響も考慮して、栽培の手順、防除の手ほどき等の周知を責任をもってお願いしたい。 ②防虫対策や他の果樹への影響についても、支援センターなどと連携しながら研究してほしい。	① <u>ヘーゼルナッツの栽培の手順や防除の確立を図るとともに、その適切な実施について、周知・啓発を進めてまいります。</u> ② <u>防虫対策や他の果樹への影響についても、長野県農業農村支援センターなどと連携しながら、既に研究を進めています。</u>

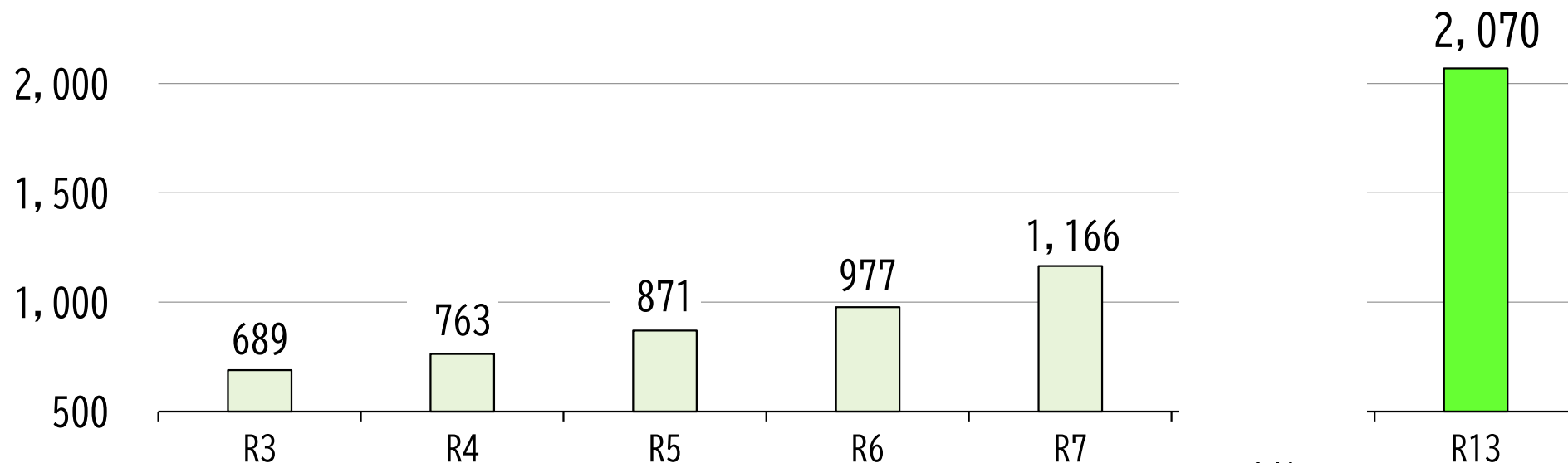
1 農業を担う者の総数(人)

各年度末時点で、地域計画に掲載されている地域内の農業を担う者の総数※

※R3～R5の実績値は、各年度末時点で人・農地プランに掲載されている経営体の数

	R3	R4	R5	R6	R7
実績値	689	763	871	977	1,166

目標値(R13)
2,070



<目標設定の考え方>

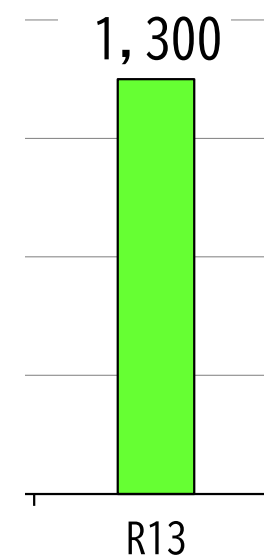
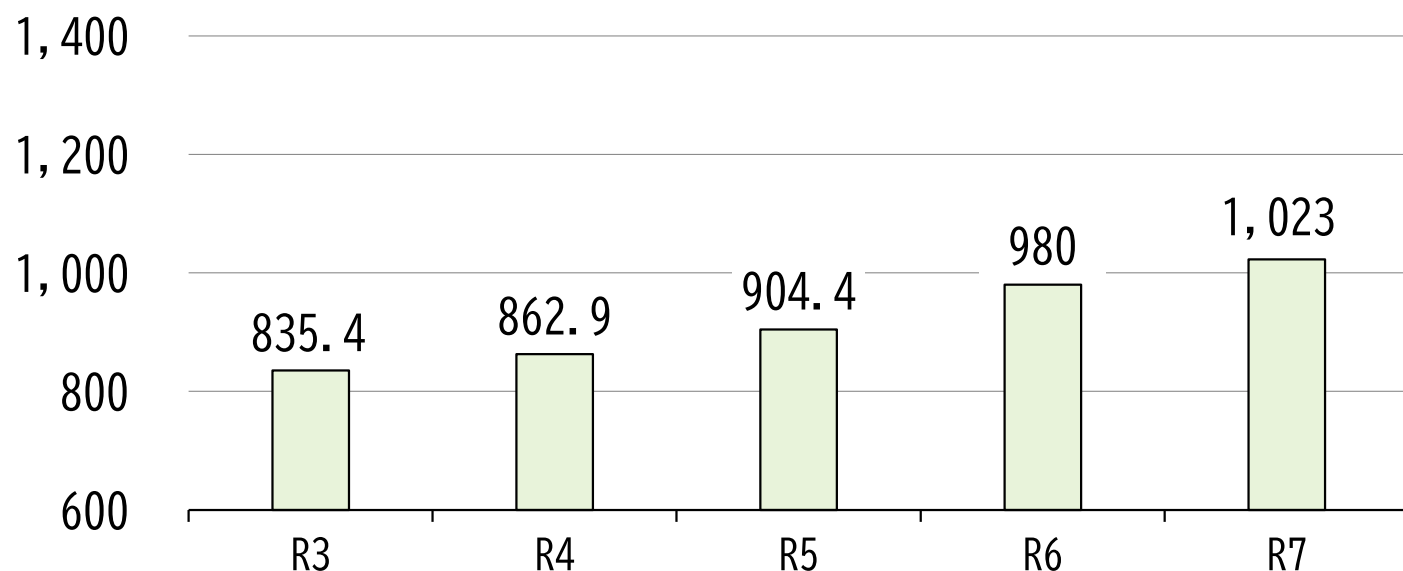
- ・第二期アクションプランでは「人・農地プラン」に掲載された「地域の中心経営体数」を指標としていたことから、第三期アクションプランでは「人・農地プラン」の取り組みを引き継ぐ「地域計画」に掲載する「地域内の農業を担う者（目標地図に位置づける者）の総数」を新たな指標として採用。
- ・令和2年度から令和7年度の間の増加率（113%/年）と、農業者の減少や担い手への農地の集約が図られることなどを勘案し、令和13年度までの増加率を110%/年として積算した2,070人を目標値として設定する。

2 農地の利用権設定面積(ha)

各年度末時点における農業委員会農地台帳（農業委員会サポートシステム）登録面積

	R3	R4	R5	R6	R7
実績値	835.4	862.9	904.4	980.0	1,023

目標値(R13)
1,300



<目標設定の考え方>

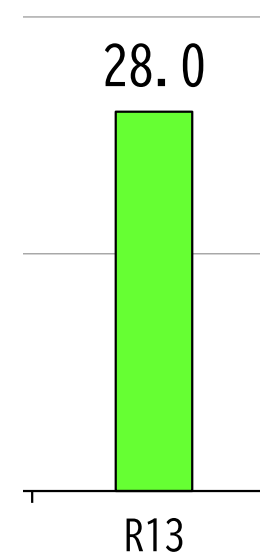
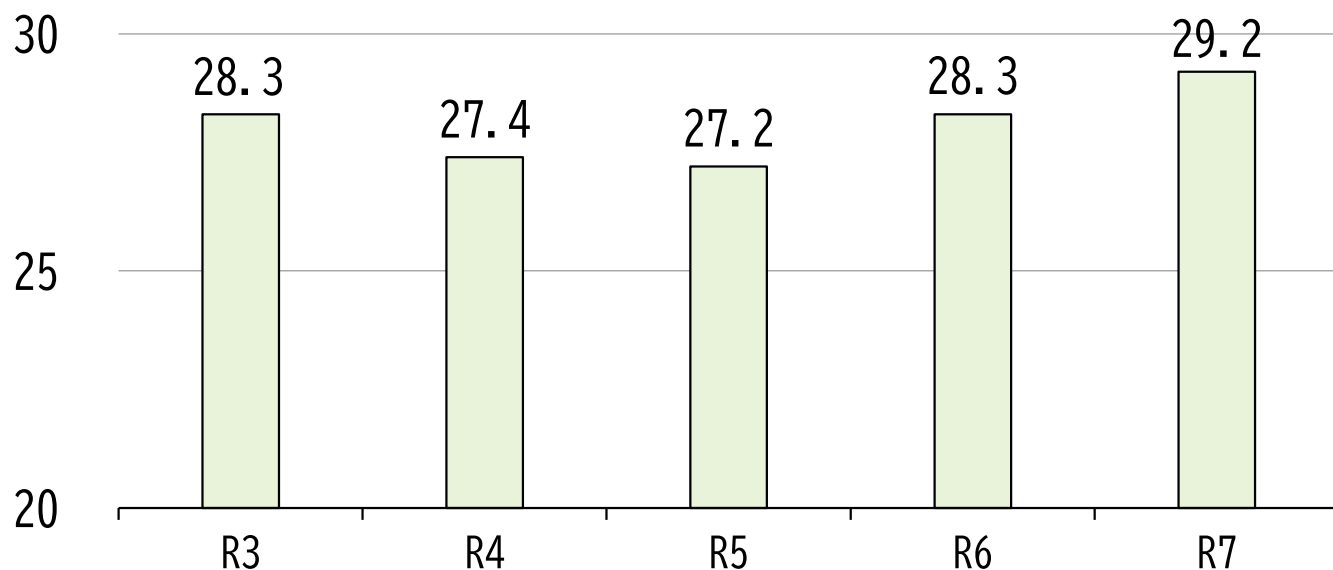
- ・令和3年度から令和7年度まで、一貫して利用権の設定が増加している傾向。
⇒この増加傾向を、同様の上昇率で目標年度まで維持するものとして目標を設定する。

3 認定農業者の果樹栽培面積(ha)

各年度末時点における認定農業者の果樹栽培面積の合計値

	R3	R4	R5	R6	R7
実績値	28.3	27.4	27.2	28.3	29.2

目標値(R13)
28.0



< 目標設定の考え方 >

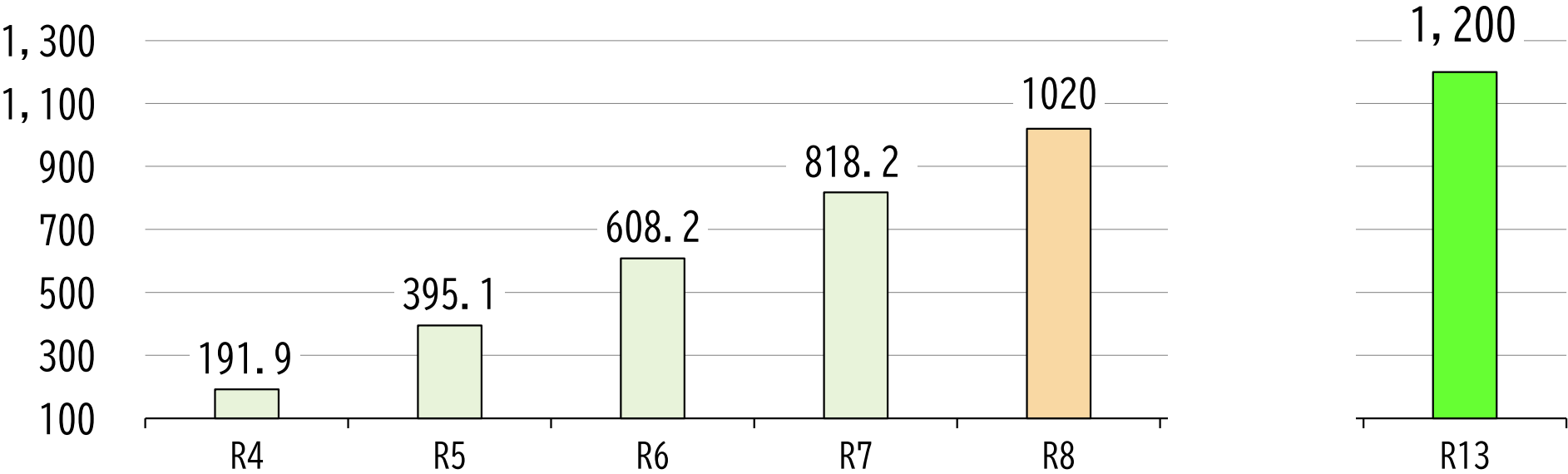
- ・「長野県果樹農業振興計画」では、果樹の目標面積について、令和12年時点の目標(令和6年比)を約94.4%と設定。
- ・長野県の目標を当てはめると、本市の令和6年度実績の94.4%は26.7ha、令和7年度実績の94.4%は27.6haであるが、高い方の数値(令和7年度比)を採用したうえで、更に数値を繰り上げて、28haを目標値として設定する。
(認定農業者に対する各種支援、その他の振興施策等により、減少幅を長野県目標値以上に抑え込むことを目指す。)

4 計画期間の市農業生産額の累積(億円)

市全体の農業生産額の令和9年度から令和13年度まで（5年間）の累積

	R4	R5	R6	R7	R8（第二期 目標）
実績値	191.9	395.1	608.2	838.5	(1,020)

目標値(R13)
1,200



<目標設定の考え方>

- ・第二期アクションプランの計画期間（R4～R8）の累積値（目標値）は1,020億円。
- ・令和7年度実績値は約230億円でこの数値をR9～R13で維持した場合は1,150億が目標値となるが、生産性・付加価値の向上等により、1,200億円を目指す。
（なお、年毎の目標値は災害などにより変動があることから従来通り、5年間の累積値を目標とする。）

年度	月	内容
R 7 年度	2 月	審議会 ・ 諮問 ・ 第三期アクションプラン策定の方向性
R 8 年度	5 月	農業委員・農地利用最適化推進委員 計画概要説明及び意見聴取
	7 月	審議会 ・ 素々案の審議
	8 月	審議会 ・ 素案の審議（書面による意見聴取）
	10月～ 11月	パブリックコメントの実施（10月13日（火）～11月12日（木）予定）
	1 月	審議会 ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 答申案の審議 → 答申
	～ 3 月末	市においてアクションプランを決定
R 9 年度	4 月	第三期長野市農業振興アクションプラン 運用開始

※スケジュールは、議論の進捗に応じて、変更になることがあります。